

第2章 行政不服審査（行政不服申立て）

第1節 行政不服審査（行政不服申立て）の目的

行政不服審査法 第1条（目的等）

- 1 項： この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

1 行政不服審査法の目的の第1

→ 行政庁の違法・不当な処分に対する個人の権利利益の簡易迅速な救済である。

2 行政不服審査法の目的の第2

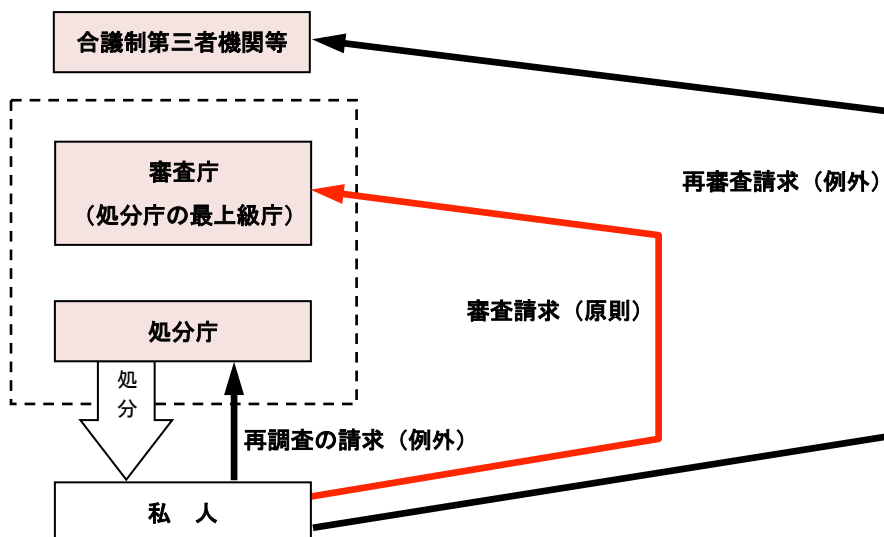
→ 行政の自己統制としての行政の適正な運営の確保である。



憲法は、行政機関が「終審として」裁判を行うことを禁止しているに過ぎません（憲法76条2項後段）。このことから、行政機関が「終審」ではない形で裁判手続に類似した行政上の不服申立てを整備することにより、地方裁判所における審級を省略することも許されます。

第2節 不服申立ての種類

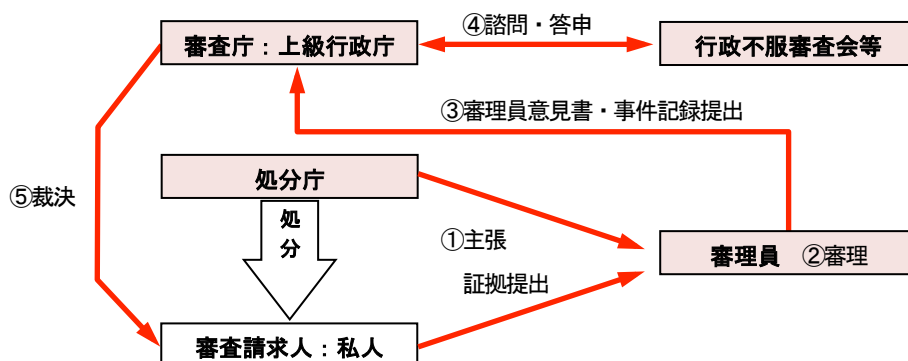
- 1 不服申立てとしては、原則として審査請求があり、例外的制度として再調査の請求と、再審査請求が存在する。



【A】

2 審査請求

(1) 全体イメージ（通常の審査請求）



行政不服審査法 第2条（処分についての審査請求）

行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

行政不服審査法 第3条（不作為についての審査請求）

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

(2) 行政庁の処分に不服のある場合、または行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと）がある場合には、当該処分・不作為についての審査請求をすることができる（行政不服審査法2条・3条）。

(3) 審査請求すべき行政庁（行政不服審査法4条）

審査請求は、以下の区分に応じ、規定の行政庁に対して行う。

当該処分庁	・ <u>処分庁・不作為庁に上級行政庁がない場合</u> ・ 処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法49条1項若しくは2項若しくは国家行政組織法3条2項に規定する庁の長である場合
宮内庁長官又は当該庁の長	・ 宮内庁長官又は内閣府設置法49条1項若しくは2項若しくは国家行政組織法3条2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合
当該主任の大臣	・ 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。）
当該処分庁等の最上級行政庁	・ <u>上記以外</u>

3 再調査の請求（行政不服審査法5条）

行政不服審査法 第5条（再調査の請求）

- 1 項： 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第2条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。
- 2 項： 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 当該処分につき再調査の請求をした日（第61条において読み替えて準用する第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合
 - 二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

- (1) **行政庁の処分**（※）につき**処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合**（★）において、**法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは**、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる（1項本文）。処分庁に処分内容の再考慮を求めるもので、審査請求前に処分庁が簡易に見直す手続である。
- ※ **行政庁の不作为**についての再調査の請求は規定されていない（審査請求することになる）。
- ★ 処分庁に上級行政庁がない場合には、当該処分庁に対する審査請求となる。

(2) 再調査の請求の趣旨

処分庁に直接申立てを行い、審査請求より簡略な手続により迅速に判断することが国民の権利利益の迅速な救済に資する場合があるので、この不服申立て手続の簡易迅速性の観点から、不服申立人が審査請求と再調査の請求を選択できるようにした。

- <具体例> ① 国税通則法に基づく国税に関する不服申立て
② 関税法に基づく関税に関する不服申立て など

- (2) **審査請求と再調査の請求のいずれを利用するかは自由選択**であるが、**審査請求をした場合には、再調査の請求できない**（1項但書）。逆に、再調査の請求の後に審査請求は可能。

- (3) **再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後**でなければ、**審査請求をすることができない**（2項本文）。

もっとも、以下の場合は決定を経る前に審査請求が可能である（2項但書き）。

- ① 当該処分につき再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合
- ② 再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

(4) (3)の①②の規定によって審査請求がされたときは、再調査の請求は、取り下げられたものとみなされる（行政不服審査法 56 条本文）。

(5) 処分庁は、再調査の請求がされた日の翌日から起算して 3 か月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない（行政不服審査法 57 条）。

【B】 4 再審査請求（行政不服審査法 6 条）

行政不服審査法 第 6 条（再審査請求）

- 1 項： 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。
- 2 項： 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 意義： 行政庁の処分について審査請求の裁決を経たのち、さらにこれに対し不服がある場合になす不服申立て。

(2) 再審査請求が可能となる場合（列記主義）

① 再審査請求は、処分についての審査請求の裁決に不服がある者のみがなしうる。

その場合も、法律に再審査請求をすることができる旨の定めがあるときに行うことができる（行政不服審査法 6 条 1 項）。

② 具体例

厚生年金保険法に基づく被保険者の資格や保険給付に関する不服申立て（同法 90 条）や労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する不服申立て（同法 38 条）のように、再審査庁が合議制の第三者機関（社会保険審査会、労働保険審査会）である場合などに認められる。

③ 再審査請求が限定的な制度とされた理由

再審査請求を限定した理由は、そもそも再審査請求まで至る私人側は、争う気が相当強いわけであり、ならば訴訟制度を使ったほうが抜本的解決を図りうるので、列記主義で十分との発想がある。

④ 再審査請求は訴訟提起との選択が認められている（自由選択主義）。

【A】第3節 不服申立事項

1 不服申立ての対象（行政不服審査法2条）

行政不服審査法 第1条（目的等）

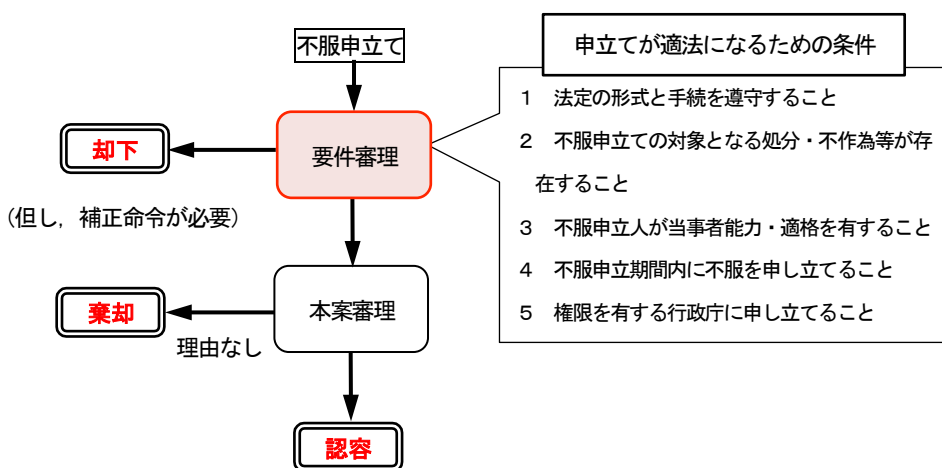
2 項：行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

- (1) 処分：公権力の行使である法的行為をいう。行政行為と同義と考えてよい。
- (2) 不作為：行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないこと。
(※ 申請があることが前提であることに注意：行政不服審査法3条)
- (3) 事実上の行為：人の收容、物の留置などの事実行為も対象に含まれる。
∴ 旧法2条1項の規定は廃止されたものの、新法46条1項が処分に当たる事実上の行為の存在を前提にしている。

2 一般概括主義（概括主義）の採用

- (1) 行政不服審査法は、「処分」に該当すれば、原則として不服申立てができると規定する。これを一般概括主義という（行政不服審査法2条）。
- (2) 適用除外（行政不服審査法7条：全12項目）
- ① 本来の行政作用とは異なるもの（1号～3号：国会の議決に基づく処分など）。
 - ② 刑事手続にかかわるもの（6号：警察官が犯罪捜査の過程で行う処分など）。
 - ③ 対象者との間の特殊な法律関係に基づくもの（8号・9号：国公立学校の学生に対する懲戒、刑務所の受刑者に対する懲罰など）。
 - ④ 学識・技能に関するもの（11号：国家試験の結果に基づく処分など）。
 - ⑤ この法律に基づく処分（第5章第1節第1款の規定に基づく処分を除く。）など
- なお、上記項目は行政不服審査が利用できないということを意味するに過ぎず、訴訟提起は当然可能である。
- (3) 行政不服審査法に基づく処分に対して不服申立てをすることができない（行政不服審査法7条1項12号）。これは、行政不服審査法に基づく処分を含むと堂々巡りになり、審査が終わらないからである。
- (4) 不服申立制度から適用除外される項目は、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることができる（行政不服審査法8条）。

第4節 不服申立ての要件



【A】 1 法定の形式と手続を遵守すること

行政不服審査法 第19条（審査請求書の提出）

- 1 項： 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、**審査請求書を提出**してしなければならない。
- 2 項： 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 審査請求に係る処分の内容
 - 三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
 - 四 審査請求の趣旨及び理由
 - 五 処分庁の教示の有無及びその内容
 - 六 審査請求の年月日
- 3 項： 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
 - 三 審査請求の年月日
- （以下略）

(1) 書面審理主義

- ① 原則として、本法律に基づく不服申立ては、**書面**（審査請求の場合は審査請求書）**でしなければならない**（行政不服審査法 19 条 1 項、61 条、66 条）。
- ② 提出された書面が陳情か不服申立てか不明な場合には、当事者の意思解釈の問題である（すなわち、**当事者の真意で決定**）とするのが判例（最判昭 32.12.25）である。

- ③ 書面の記載事項は法定されているが（行政不服審査法 19 条 2 項・3 項）、形式等にミスがあり補正が可能な場合は、**審査庁はすぐに却下するのではなくて、相当の期間を定めて不備の補正を命じなければならない**（行政不服審査法 23 条）。



上記③のように、審査庁は、不服申立てにつき補正が可能な場合、すぐに却下せずに補正を命じなければなりません（行政不服審査法 23 条）。

これに対して、**行政手続法**では、行政庁は、申請が形式要件に適合しない場合、速やかに、申請者に対し、(a) 相当の期間を定めてその申請の補正を求めるか、又は、(b) その申請により求められた許認可等を拒否しなければならないとされています（行政手続法 7 条：p.〇〇参照）。つまり、行政庁は、(a) 補正を求めるか、(b) 許認可等を拒否するかを選択することになります。この点で、行政不服審査法の審査請求の場合と異なっていますね。

(2) 例外：口頭による申立て

行政不服審査法 第 20 条（口頭による審査請求）

口頭で審査請求をする場合には、前条第 2 項から第 5 項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

口頭で審査請求をする場合、19 条 2 項以降の所定の記載事項を陳述しなければならず、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない（行政不服審査法 20 条／作成された申立書を「審査請求録取書」という）。

(3) 処分庁経由による審査請求

行政不服審査法 第 21 条（処分庁等を経由する審査請求）

- 1 項： 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第 19 条第 2 項から第 5 項までに規定する事項を陳述するものとする。
- 2 項： 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第 29 条第 1 項及び第 55 条において同じ。）を審査庁とすべき行政庁に送付しなければならない。
- 3 項： 第 1 項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分庁についての審査請求があったものとみなす。

審査請求書を処分庁に提出して、処分庁を経由する形で行うこともできる（行政不服審査法 21 条 1 項）。

【A】 2 不服申立ての対象となる処分・不作為等が存在すること（p. 〇〇参照）。

3 不服申立資格： 不服申立人が当事者能力・適格を有すること。

【B】 (1) 当事者能力（不服申立資格）

① 当事者能力とは、自己の名において不服申立てをすることができる一般的な資格をいう。
民法でいう**権利能力**を意味する。

② 自然人でも法人でもOK

なお、法人でない社団又は財団（権利能力なき社団）であっても、**代表者又は管理人の定めがある場合は**、その名で審査請求をすることができる（行政不服審査法 10 条）。

【A】 (2) 当事者適格（不服申立適格）

① 意義： 特定の争訟において当事者として承認される具体的な地位ないし資格をいう。

② “処分”については、違法もしくは不当な処分等により直接自己の権利・利益を侵害された者だけに当事者適格が認められる。行政不服審査は「国民の権利利益の救済を図る」（同法 1 条 1 項）ことを目的とする制度であるため、自己の権利利益に関係する紛争においてしか用いることができないのである。

具体的には、**処分の直接の相手方のみならず処分により直接に自己の法律上の権利利益を侵害された者がこれにあたる**。すなわち、処分等の直接の相手方に限定されるわけではなく、他人に対する処分であっても、自分が不利益を被れば不服を申立て可能ということである。

③ “**不作為**”は申請していることが前提なので、**申請者にのみ当事者適格があり**、第三者に当事者適格はない。

④ 不服申立人に不服申立ての利益が認められることが必要である。

不服申立てをするためには、法律上の利益を侵害され、あるいは必然的に侵害されるおそれがあることが必要（つまり、反射的利益の侵害では不十分）とされる（主婦連ジュース事件：最判昭 53. 3. 14）。

主婦連ジュース事件（最判昭 53. 3. 14）

＜事案＞ 公正取引委員会が、社団法人日本果汁協会等の申請に基づいて認定した果汁飲料等の表示に関する公正競争規約においては、無果汁の飲料でもその旨の表示に代えて「合成着色飲料」等とのみ表示すれば良いとされていたところ、主婦連が、この規約は一般消費者に果汁を含有していない旨を伝える表示として適正でなく不当であると主張して公正取引委員会に不服申立てを行ったという事案。

<判旨>

① 不当品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）10条1項により公正取引委員会がした公正競争規約の認定に対する行政上の不服申立は、これにつき行政不服審査法（以下「行政不服審査法」という。）の適用を排除され（景表法11条）、専ら景表法10条6項の定める不服申立手続によるべきこととされている（行政不服審査法1条2項）が、行政上の不服申立の一種にほかならないのであるから、景表法の右条項にいう「第1項……の規定による公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。

② 景表法の規定にいう一般消費者も国民を消費者としての側面からとらえたものというべきであり、景表法の規定により一般消費者が受ける利益は、公正取引委員会による同法の適正な運用によって実現されるべき公益の保護を通じ国民一般が共通してもつにいたる抽象的、平均的、一般的利益、換言すれば、同法の規定の目的である公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益であって、本来私人等権利主体の個人的な利益を保護することを目的とする法規により保障される法律上保護された利益とはいえないものである。もとより、一般消費者といっても、個々の消費者を離れて存在するものではないが、景表法上かかる個々の消費者の利益は、同法の規定が目的とする公益の保護を通じその結果として保護されるべきもの、換言すれば、公益に完全に包摂されるような性質のものにすぎないと解すべきである。したがって、仮に、公正取引委員会による公正競争規約の認定が正当にされなかったとしても、一般消費者としては、景表法の規定の適正な運用によって得られるべき反射的な利益ないし事実上の利益が得られなかったにとどまり、その本来有する法律上の地位には、なんら消長はないといわなければならない。そこで、単に一般消費者であるというだけでは、公正取引委員会による公正競争規約の認定につき景表法10条6項による不服申立をする法律上の利益をもつ者であるということとはできない……。

【C】

(3) 共同不服申立て（行政不服審査法11条）

- ① 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人をこえない総代を互選することができる（同条1項）。
- ② 共同審査請求人が総代を互選しない場合、必要があれば、審理員は、総代の互選を命ずることができる（同条2項）。
- ③ 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる（同条3項）。

【C】

(4) 代理人（行政不服審査法12条）

- ① 審査請求は、代理人によって行うことができる（同条1項）。
- ② 代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。もっとも、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り行うことができる（同条2項）。

【C】

(5) 参加人（行政不服審査法 13 条）

行政不服審査法 第 13 条（参加人）

- 1 項： 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、**審理員の許可**を得て、当該審査請求に参加することができる。
- 2 項： 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。
- 3 項： 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。
- 4 項： 前項の代理人は、各自、第 1 項又は第 2 項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

【A】

4 期間内に申し立てすること（行政不服審査法 18 条・54 条・62 条）（不可争力：p. ○○参照）

行政不服審査法 第 18 条（審査請求期間）

- 1 項： 処分についての審査請求は、処分があったことを**知った日の翌日**から起算して**三月**（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、**することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。**
- 2 項： 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、**することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。**
- 3 項： 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で提出した場合における前 2 項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

行政不服審査法 第 54 条（再調査の請求期間）

- 1 項： 再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、**することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。**
- 2 項： 再調査の請求は、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、**することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。**

行政不服審査法 第 62 条（再審査請求期間）

- 1 項： 再審査請求は、原裁判があったことを**知った日の翌日**から起算して**一月**を経過したときは、**することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。**
- 2 項： 再審査請求は、原裁判があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、**することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。**

(1) 審査請求の主観的請求期間

- ① 処分があったことを知った日の翌日から3か月以内（行政不服審査法 18 条 1 項）。
これは行政処分によって形成される法関係の早期安定を目的としたものである（行政行為の不可争力：p. 〇〇参照）。

a) 本条項にいう「知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実知った日を指し、抽象的な知り得べかりし日を意味するものではないとするのが判例（最判昭 27. 11. 20：旧法下の判例）である。

もっとも、必ずしも現実知ったかどうかにかかわらず、処分が社会通念上相手方にとり知されうる状態に置かれたときに、これを知ったものと解するのが通説・判例（最判昭 27. 11. 28）。

b) 処分が個別の通知ではなく、告示で多数の関係権利者等に画一的に告知される場合、判例（最判平 14. 10. 24）は、「処分があったことを知った日」とは、告示があった日をいうとする。

- ② 再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内（行政不服審査法 18 条 1 項カッコ内）。

- ③ ①②の法定期間は、正當な理由がある場合は延長される。



旧行政不服審査法 14 条 1 項は「天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるとき」は期間制限を除外していたのですが、この例外規定が、「正當な理由があるとき」に緩和され、客觀的事實に限られない形へと拡張されました。

なお、誤った法定期間教示につき、p. 〇〇参照。

(2) 審査請求の客観的請求期間

処分・再調査の請求についての決定が（あったことを知らなかったとしても）あった日の翌日から1年以内（行政不服審査法 18 条 2 項）。もっとも、正當な理由がある場合は、上記期間経過後も審査請求可能である。

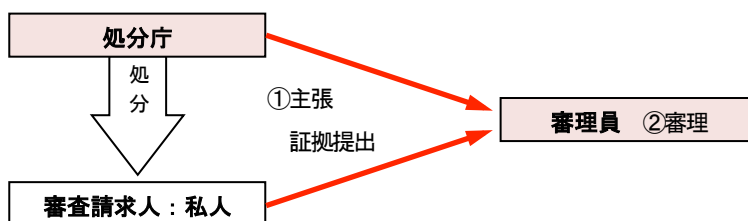
- (3) 不作為についての審査請求には、期間制限は無い。

なぜなら、不作為は期間が経過するほど違法性は大きくなるし、期間を設定することは、行政の怠慢を法が容認することにもなるからである。

		主観的請求期間	客観的請求期間
原則	審査請求 (行政不服審査法 18 条)	処分があったことを <u>知った日</u> の <u>翌日</u> から <u>3 か月</u>	処分が <u>あった日</u> の <u>翌日</u> から <u>1 年</u>
	再調査の請求 (行政不服審査法 54 条)		
	再調査の請求をした後の 審査請求 (行政不服審査法 18 条)	再調査の請求についての決定 があったことを <u>知った日</u> の <u>翌</u> <u>日</u> から <u>1 か月</u>	再調査の請求についての決定 が <u>あった日</u> の <u>翌日</u> から <u>1 年</u>
	再審査請求 (行政不服審査法 62 条)	原裁決があったことを <u>知った</u> <u>日</u> の <u>翌日</u> から <u>1 か月</u>	原裁決が <u>あった日</u> の <u>翌日</u> から 起算して <u>1 年</u>
例外		正当な理由がある場合	

5 権限ある行政庁に申立てていること

第5節 審理手続（審理方式）



1 標準審理期間（行政不服審査法 16 条）

審査庁となるべき行政庁は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

2 審理員

- (1) **審理手続を主宰するのは、審査庁の職員であって申立を受けた処分等の決定に関与していない審理員である。**平成 26 年（2014 年）改正法は、処分庁に対する審査請求であっても一定程度的中立性を担保し、審査請求人と処分担当者との二当事者対立構造のもとで審理を進行させるため、行政手続法の聴聞主宰者をモデルに、審理員の制度を置いたのである。

審査請求がされた行政庁（**審査庁**）は、**審査庁に所属する職員のうちから**行政不服審査法 28 条～42 条に規定する**審理手続を行う者を指名**するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければならない（行政不服審査法 9 条 1 項本文）。

- (2) 以下の者は、審理員になれない（行政不服審査法 9 条 2 項）。

- ① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ ③④であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 行政不服審査法 13 条 1 項に規定する利害関係人

- (3) 審理員となるべき者の名簿（行政不服審査法 17 条）

審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない（行政不服審査法 17 条）。

【B】

3 審理方式

- (1) 審査請求人，参加人及び処分庁等（審理関係人）並びに審理員は，簡易迅速かつ公正な審理の実現のため，審理において，相互に協力するとともに，審理手続の計画的な進行を図らなければならない（行政不服審査法 28 条／37 条参照）。

また，審理の迅速性を確保するため，標準審理期間を定める努力義務の規定（行政不服審査法 16 条）も規定されている。

(2) 書面審理主義

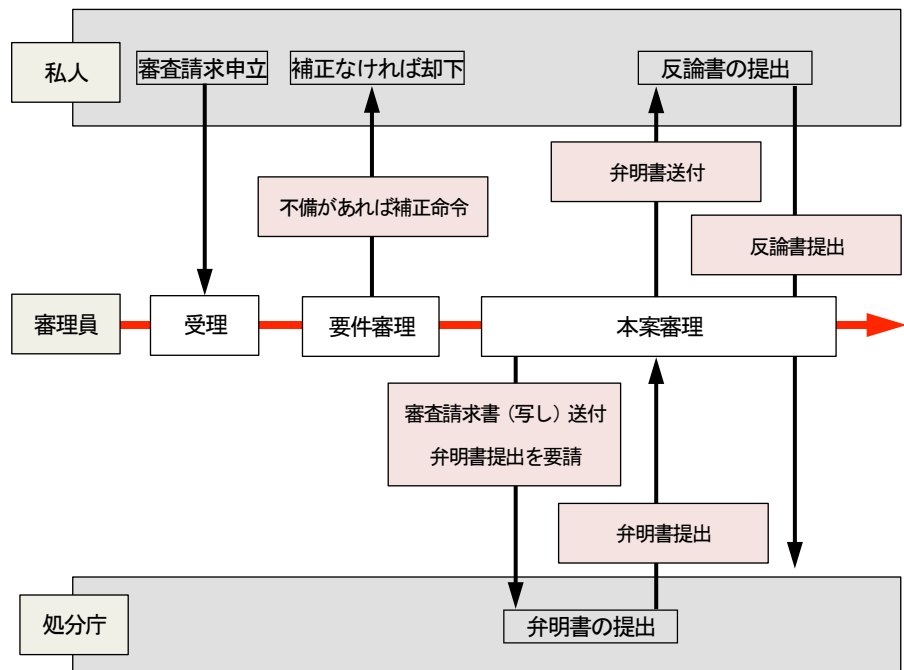
- ① 審査請求，再調査の請求，再審査請求の審理は，行政不服審査法は簡易迅速な紛争解決を重視して，書面審理主義を採用している。審査請求書の提出を受けて審理員が処分庁に対して弁明書の提出を要求し，出された弁明書を審査請求人にも送付する。審査請求人はこれに対して，反論書を審査庁に提出することが可能（行政不服審査法 29 条，30 条）。

② 例外

審査請求人又は参加人の申立てがあったときは，審査庁は，当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められない限り，申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（行政不服審査法 31 条 1 項）。

【B】

4 審理手続（詳解）



(1) 補正命令

行政不服審査法 第23条（審査請求書の補正）

審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

- ① 原則： 審査請求が不適法である場合には、本案審理に至らずに却下される。
- ② 修正： 審査請求書に19条違反の不備がある場合には、審査庁は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない（補正命令は義務的：行政不服審査法23条）。
すなわち、不備を理由に直ちに却下することはできない（p.〇〇参照）。
この補正命令に対し、指定期間内に補正をなした審査請求については、請求の当初から適法な審査請求があったものと扱われる。
- ③ 審査請求人が相当の期間内に不備を補正しないとき or 補正できない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下することができる（行政不服審査法24条）。

(2) 処分庁による弁明書の提出

行政不服審査法 第29条（弁明書の提出）

- 1 項： 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。
- 2 項： 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 項： 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
- 4 項： 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - 一 行政手続法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
 - 二 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書
- 5 項： 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(3) 審査請求人による反論書の提出

行政不服審査法 第30条（反論書等の提出）

- 1 項： 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 項： 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第40条及び第42条第1項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 3 項： 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

(4) 口頭意見陳述

行政不服審査法 第31条（口頭意見陳述）

- 1 項： 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第41条第2項第2号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 2 項： 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。
- 3 項： 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 項： 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 項： 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。



旧法でもこの口頭意見陳述権は認められてはいましたが、処分庁等が同席しないまま意見を述べるだけの手続に止まっていた。しかし新法によって、審理員がこの手続を中立的立場で主宰すると共に、審査請求人は審理員の許可を得たうえで処分庁等に質問を発することができるようになりました。

【C】

(5) 証拠書類の提出／証拠調べ等（行政不服審査法 32 条～38 条）

① 証拠書類・証拠物の提出

審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理員が、証拠書類・証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない（行政不服審査法 32 条）。

② 物件の提出要求

審理員は、審査請求人や参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる（行政不服審査法 33 条）。

③ 参考人の陳述及び鑑定 の要求

審理員は、審査請求人 or 参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる（行政不服審査法 34 条）。

④ 検証（行政不服審査法 35 条）。

⑤ 審理関係人への質問

審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる（行政不服審査法 36 条）。

【B】

⑥ 審理手続の計画的遂行（平成 26 年改正で新設）

行政不服審査法 第 37 条（審理手続の計画的遂行）

- 1 項： 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第 31 条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。
- 2 項： 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- 3 項： 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第 31 条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第 41 条第 1 項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

⑦ 審査請求人等による提出書類等の閲覧等

行政不服審査法 第38条（処分庁からの物件の提出及び閲覧）

- 1 項： 審査請求人又は参加人は、第41条第1項又は第2項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 項： 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 項： 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 項： 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 項： 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 項： 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

- a) 審査請求人や参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対して、提出書類等の閲覧や当該書面・書類の写し等の交付を求めることができる（行政不服審査法38条1項）。

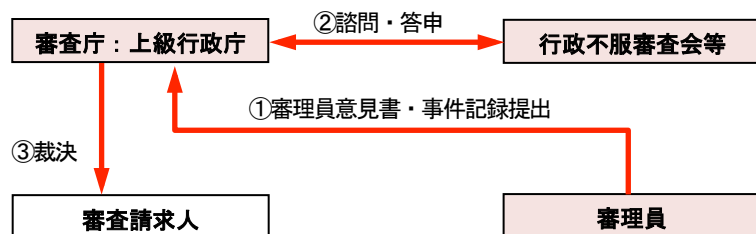
- b) **審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。**



文書閲覧請求権・謄写請求権（38条）に関しては、旧法下でも認められていましたが、処分庁自らが提出したもののみが閲覧可能で、新法での審理員に当たる審査庁自身が調査・収集されたものは含まれないとする見解が通説でした。これに対して改正法では、審理員が提出させた文書もその対象に含まれることが明確化されました。

(6) 審理手続の終結（行政不服審査法 41 条～43 条）

- ① 審理員は、必要な審理を終えたと認めたときに審理手続を終結する（行政不服審査法 41 条 1 項）。
- ② 以下の場合も、審理員は審理手続を終結できる。
 - a) 弁明書・反論書・意見書・証拠書類や証拠物・書類その他の物件等が相当期間内に提出されない場合に、審理員が、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき（同条 2 項 1 号）。
 - b) 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき（同条 2 項 2 号）。
- ③ 審理員が上記①②により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結したこと、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期、を通知する（同条 3 項）。



- ④ 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（**審理員意見書**）を作成しなければならない。そして、これを、速やかに、事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない（行政不服審査法 42 条）。
- ⑤ 審査庁は**行政不服審査会**（審査庁が地方公共団体の長の場合には執行機関の附属機関）に、原則として、**諮問**する（行政不服審査法 43 条 1 項）。

なお、以下の場合には、諮問しなくてもよい。

 - a) 審議会等の審議を経て処分がなされている場合（同条 1 項 1 号～3 号）
 - b) 審査請求人から諮問を希望しない旨の申出がされている場合（4 号）
 - c) 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合（5 号）。
 - d) 審査請求が不適法であり、却下する場合（6 号）
 - e) 審査請求に係る処分の全部を取り消し、又は審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（7 号） など。

諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対して、諮問をしたことを通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない（43条3項）。

- ⑥ 諮問機関である審査会は、答申を審査庁に行うとともに、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付し、答申の内容を公表する（行政不服審査法 79 条）。

審査庁は答申内容に従う必要はないが、もし異なる内容の裁決をする場合は、異なることとなった理由を裁決書の中で提示しなければならない（行政不服審査法 50 条 1 項 4 号）。

- ⑦ **審査庁は**、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（諮問しない場合は、審理員意見書が提出されたとき）は、**遅滞なく、裁決をしなければならない**（行政不服審査法 44 条）。

【C】 5 行政不服審査会（行政不服審査法 67 条～）

(1) 行政不服審査会の構成

行政不服審査法 67 条（設置）

- 1 項： 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 項： 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

行政不服審査法 68 条（組織）

- 1 項： 審査会は、委員 9 人をもって組織する。
- 2 項： 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち 3 人以内は、常勤とすることができる。

行政不服審査法 69 条（委員）

- 1 項： 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。
- 2 項： 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 項： 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 項： 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 項： 委員は、再任されることができる。

（以下、略）

(2) 審査会の調査審議の手続（行政不服審査法 74 条～79 条）

行政不服審査法 74 条（審査会の調査権限）

審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第 43 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

行政不服審査法 75 条（意見の陳述）

- 1 項： 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。
- 2 項： 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

行政不服審査法 76 条（主張書面等の提出）

審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

行政不服審査法 77 条（委員による調査手続）

審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第 74 条の規定による調査をさせ、又は第 75 条第 1 項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

行政不服審査法 78 条（提出資料の閲覧等）

- 1 項： 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 項： 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 項： 審査会は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 項： 第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 項： 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 審理手続における職権主義

(1) 総説

行政不服申立てでは、行政庁自身に自らの処分審査という形をとって行政の適正な運営を確保するという役割を有しており（行政不服審査法1条）、公益性を確保する観点からも、判断者に強い権限を与えるのが適切と考え、**職権主義**（審査庁は当事者の主張や申し出た証拠に拘束されずに判断できる）を採用した。

(2) 行政不服審査法は**職権証拠調べ**を許容する規定を置いている。

- ① 審理員は、職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる（行政不服審査法33条／なお、61条【再調査の請求】、66条【再審査請求】）。もっとも、所持人がこの提出要求を拒否した場合、その提出を強制することはできない。
- ② 審理員は、職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる（行政不服審査法34条、なお、61条【再調査の請求】、66条【再審査請求】）。
- ③ 必要な場所につき検証を行うことができる（行政不服審査法35条、なお、61条【再調査の請求】、66条【再審査請求】）。
- ④ 審理員は、職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる（行政不服審査法36条、なお、61条【再調査の請求】、66条【再審査請求】）。



もっとも、純粋に職権主義のみによると審理員の恣意的な判断の危険性もあるので、これを排除するために当事者主義的要素も加味されています。具体的には、審査請求人・参加人に以下の権利が認められています。

- ① 行政不服審査法33条～36条の手続（上記(2)①～④）を求める申立てをすることができる。なお、検証への立会いは、自己が申し立てた検証に限る（35条2項）。
- ② 証拠書類等を提出することができる（行政不服審査法32条）。
- ③ 提出書類その他の物件の閲覧・謄写を求めることができる（行政不服審査法38条）。

(3) 職権探知（行政事件訴訟につき、p. 〇〇も併せて参照）の採用

職権探知とは、審査請求関係人が提出しなかった証拠を審理員が職権で調査するのみならず、当事者が主張しなかった事実についても審査庁が職権で判断の基礎とすることができることである。

行政不服審査法には職権探知を認める明文の規定はないが、行政庁の行う処分は公益と深くかかわっており、行政不服審査法は行政の適正な運営の確保を目的としていることから、**職権探知まで認められる**と解されている（判例・通説）。

∴（職権探知まで認められる理由）

- ① 行政の適正な運営を確保（行政統制）も行政不服審査の目的に含まれていること。
- ② 審査請求人の手続保障水準が裁判と比較して低いこと。
- ③ 審査請求人の専門知識の不足をカバーする必要があること。

判例も、「訴願庁がその裁決をなすに当って職権を以ってその基礎となすべき事実を探知し得べきことは勿論であり、必ずしも訴願人の主張した事実のみを斟酌すべきものということはない」として、職権探知を肯定している（最判昭 29. 10. 14：旧訴願法について）。

【B】第6節 執行停止制度

1 執行不停止の原則

行政不服審査法 第25条（執行停止）

1項： 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

処分についての不服申立て（審査請求・再調査の請求・再審査請求）があっても、処分の効力、処分の執行・手続の続行は止まらないという原則（**執行不停止の原則**）が採られている（行政不服審査法25条1項、61条、66条）。

∴ 不服申立ての濫用による行政の機動的運営阻害の回避のため。

2 例外： 執行停止制度

行政不服審査法 第25条（執行停止）

2項： 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3項： 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4項： 前二項の規定による**審査請求人の申立てがあった場合**において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる**重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは**、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5項： 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

6項： 第2項から第4項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。

7項： 執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

行政不服審査法 第40条（審理員による執行停止の意見書の提出）

審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

(1) 執行停止とは、一定の要件の下で、審査庁が、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる、仮の救済制度をいう。不服申立人の権利を保護するために、例外的に処分の効力・処分の執行・手続の続行が停止される場合がある。

①「処分の効力」の停止

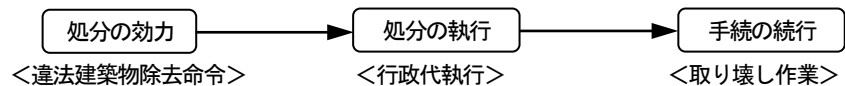
処分によって生じる効力自体を停止し、**将来に向かって**処分がなかったのと同様の状態にすることをいう。 ex. 公務員の懲戒免職処分の効力の停止等

②「処分の執行」の停止

処分自体の効力は停止しないが、処分内容を実現するための執行行為（強制執行等）を停止することをいう。

③「手続の続行」の停止

処分自体の効力は停止しないが、処分を前提としてなされる後行処分を停止することをいう。 ex. 土地収用法に基づく事実認定に後続する収用手続を停止する場合等



(2) 任意的執行停止

	審査庁が 処分庁 である場合	審査庁が 処分庁の上級行政庁 である場合	審査庁が 処分庁の上級行政庁でない 場合	裁判所 ※
請求人の申立て による処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止	○	○	▲ 処分庁の意見を聴取したうえで	○
職権 による処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止	○	○	×	×
処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置 ex. 営業許可の取消を、一定期間の営業停止措置に切り替える。	○	○	×	×

※ 裁判所による執行停止につき、行政事件訴訟法 25 条参照



上記の表を見ていただければわかるように、**処分庁**と**処分庁の上級行政庁**は執行停止に関して権限が同じですね。上級行政庁には処分庁の監督権限がありますし、処分庁の業務内容を把握しているから、処分庁の権限と同じになるのです。

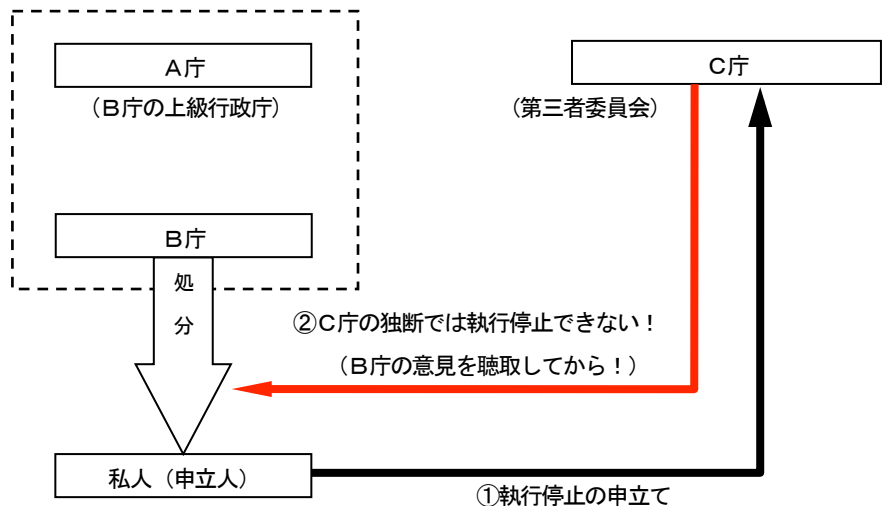
逆に、**処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁**の執行停止に関する権限は、**職権による執行停止が無い**点で、**裁判所**と似ていますね。

① 執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき（行政不服審査法 40 条参照）は、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない（行政不服審査法 25 条 7 項、61 条、66 条）。

② 審査庁が、処分庁の上級行政庁ではない場合（行政不服審査法 25 条 3 項、66 条）

処分庁の上級行政庁 or 処分庁のいずれでもない審査庁（ex. 第三者委員会）は、必要があると認めるときは、**審査請求人の申立て**により、**処分庁の意見を聴取したうえ**、執行停止をすることができる。

もっとも、処分の効力・処分の執行・手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。



(3) 必要的執行停止について

① 行政不服審査法 25 条 2 項・3 項の規定による**審査請求人の申立てがあった場合**において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる**重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるとき**は、審査庁は、執行停止をしなければならない（行政不服審査法 25 条 4 項本文、61 条、66 条）。

ex. 違反建築物に対する市長の建築物除却命令など

② もっとも、以下の場合は執行停止をしなくてもよい（行政不服審査法 25 条 4 項但書）。

- a) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- b) 本案について理由がないとみえるとき。

- ③ 審査庁は、上記①の重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たり、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案する（行政不服審査法 25 条 5 項, 61 条, 66 条）。

【C】

- (4) 補充性（行政不服審査法 25 条 6 項）

第 2 項から第 4 項までの場合で、処分の効力の停止以外の措置で目的達成が可能なときは、処分の効力の停止はできない。

【C】

- (5) 執行停止の取消し（行政不服審査法 26 条）

行政不服審査法 第 26 条（執行停止の取消し）

執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

第7節 不服申立ての終了

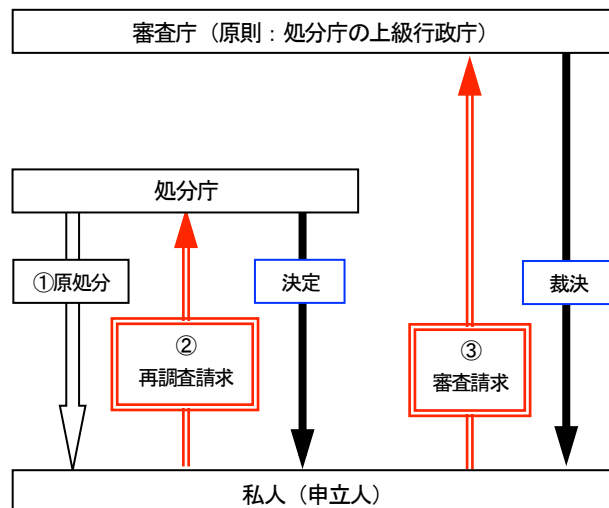
- 1 不服申立制度が予定する終了は、審査庁等の裁決・決定による場合である。なお、その他には、不服申立ての取下げによっても終了する（行政不服審査法 27 条、61 条、66 条）。

行政不服審査法 第 27 条（審査請求の取下げ）

- 1 項： 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
2 項： 審査請求の取下げは、書面で行なければならない。

【A】 2 意義

- (1) 裁決： 審査請求・再審査請求に対する審査庁の判断をいう（行政不服審査法 45・64 条）。
(2) 決定： 再調査の請求に対する処分庁の判断をいう（行政不服審査法 58 条）。



【A】 3 裁決・決定の種類

- (1) 却下： 不服申立てについて、法定の期間経過後になされたものであるとき、その他不服申立要件を欠き不適法であるときに、本案の審理自体を拒否する判断をいう（行政不服審査法 45 条 1 項）。
- (2) 棄却： 不服申立ての本案審理を行った結果、申立人の主張に理由がないとして不服申立てを認めない判断をいう（行政不服審査法 45 条 2 項）。
- (3) 認容： 不服申立ての本案審理を行った結果、申立人の主張に理由があるときに、不服申立てを認める判断をいう（行政不服審査法 46 条）。
- ① 取消し： “事実上の行為”を除く処分の効力を行為時に遡って失わせることをいう。
 - ② 撤廃： “事実上の行為”を中止することをいう。
 - ③ 変更： 処分（事実上の行為を含む）の内容を、別の内容の処分にするをいう。

4 裁決・決定の内容

(1) 審査請求についての却下・棄却（事情裁決の法理）・認容

行政不服審査法 第45条（裁決）

- 1 項： 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。
- 2 項： 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 項： 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

行政不服審査法 第46条（処分についての審査請求の認容）

- 1 項： 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第48条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。
- 2 項： 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
 - 一 処分庁の上級行政庁である審査庁当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
 - 二 処分庁である審査庁当該処分をすること。
- 3 項： 前項に規定する一定の処分に関し、第43条第1項第1号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。
- 4 項： 前項に規定する定めがある場合のほか、第2項に規定する一定の処分に関し、他の法令に關係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。



新法では、**申請却下処分**に対する審査請求の場合に**一定の処分の義務付け裁決**も可能となりました（行政不服審査法46条2項）

行政不服審査法 第47条（事実上の行為についての審査請求の認容）

事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第45条第3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

- 一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。
- 二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

(2) 不作為についての審査請求の却下・棄却・認容

行政不服審査法 第19条（不服申立書の記載事項）

3項： 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- 三 審査請求の年月日

行政不服審査法 第49条（不作為についての審査請求の裁決）

1項： 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2項： 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3項： 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4項： 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第43条第1項第1号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認め



新法では、不作為についての審査請求を認容する場合に、申請を認容するか拒否するかを判断し、裁決で、一定の処分をすべき旨を命ずることができるようになりました（争訟の一回的解決を図るため）。

(3) 再調査の請求についての却下・棄却・認容の決定

行政不服審査法 第58条（再調査の請求の却下又は棄却の決定）

- 1 項： 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。
- 2 項： 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

行政不服審査法 第59条（再調査の請求の認容の決定）

- 1 項： 処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。
- 2 項： 事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。
- 3 項： 処分庁は、前二項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

行政不服審査法 第60条（決定の方式）

- 1 項： 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。
- 2 項： 処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

<まとめ>

申立て		再調査の請求	審査請求		
申立て先		処分庁	処分庁	処分庁の上級庁	左以外
判断		決定	裁決		
申立てが不適法		却下決定	却下裁決		
申し立てに理由なし		棄却決定	棄却裁決		
申立てに理由があり（認容）	処分	取消 変更	取消 変更	取消 変更	取消 ●
	事実上の行為	撤廃 変更	撤廃 変更	撤廃命令 変更命令	撤廃命令 ●
	不作為	—	作為	作為命令	

(4) 変更を行う場合

- ① 審査請求について、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない（46 条 1 項但書、66 条）。これは、上級行政庁でない場合、下級行政庁に対して行政組織法上の指揮監督権を有しないことによる（表中●について）。

② 不利益変更の禁止

行政不服審査法 第 48 条（不利益変更の禁止）

第 46 条第 1 項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

行政事件訴訟法 第 59 条（再調査の請求の認容の決定）

3 項： 処分庁は、前二項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

処分や事実上の行為についての審査請求・再調査の請求に理由があるとして、審査庁が変更する場合に、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分や当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない（**不利益変更の禁止**：48 条・59 条 3 項）。

(5) 不作為に対する審査請求に理由がある場合（行政不服審査法 49 条 3 項～5 項）

- ① 審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する（49 条 3 項）。

そのうえで、下記の措置をとる。

- a) 審査庁が不作為庁の上級行政庁である場合は、不作為庁に対して当該処分をすべき旨を命ずる。
- b) 審査庁が不作為庁自身である場合は、当該処分をする。

- ② これは認容裁決ではない。 ∴ 不作為を認めた以上、とっととやる。

- ③ 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第 43 条 1 項 1 号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が上記①の措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる（行政不服審査法 49 条 4 項）。

- ④ ③のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が①の措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる（行政不服審査法 49 条 5 項）。

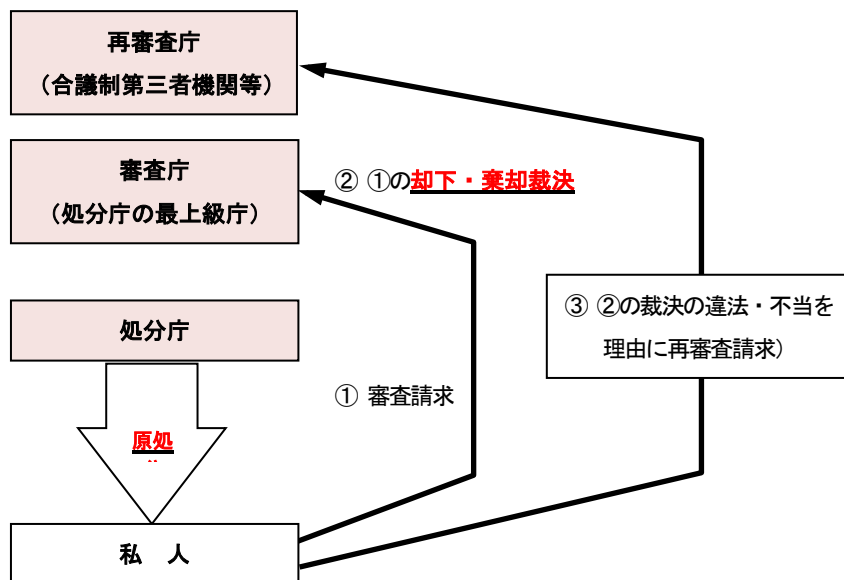
(6) 事情裁決の法理

審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる（行政不服審査法 45 条 3 項【審査請求】・64 条 4 項【再審査請求】）。

① この事情裁決をする場合、審査庁は、裁決の本文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

② 事情裁決は、ある意味では審査請求人（申立人）の主張を認めているのではあるが、棄却裁決であることに注意。

(7) 再審査請求に係る原裁決（審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する（行政不服審査法 64 条 3 項）。



つまり、再審査庁（合議制第三者機関等）が判断するターゲットは

× 審査庁の裁決 ではなく

◎ 原処分 であるということ、なんですね。

行政不服審査法 第50条（裁決の方式）

- 1 項： 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。
- 一 主文
 - 二 事案の概要
 - 三 審理関係人の主張の要旨
 - 四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）
- 2 項： 第43条第1項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。
- 3 項： 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第62条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。

行政不服審査法 第60条（決定の方式）

- 1 項： 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。
- 2 項： 処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(1) 裁決は、以下に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない（行政不服審査法50条1項・66条）。

- ① 主文
- ② 事案の概要
- ③ 審理関係人の主張の要旨
- ④ 理由（①の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

(2) 再調査の請求に対する決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりなければならない（行政不服審査法60条1項）。

上記裁決・決定に理由がまったく付記されていない場合には、当該裁決は無効となると解されている（通説）。

【C】

(3) 効力発生時期・送達方法について

① 効力発生時期

裁決は、審査請求人等に送達された時に、その効力を生ずる。(行政不服審査法 51 条 1 項【審査請求】／61 条【再調査の請求】／66 条【再審査請求】)

なお、処分の相手方以外の者が審査請求をした場合で、処分の取消し・変更等の裁決をしたときは、審査請求人の他、処分の相手方にも送達したときにその効力が生じる(行政不服審査法 51 条 1 項カッコ内)。

② 送達方法

a) 裁決・決定の送達は、送達を受けるべき者に裁決書・決定書の謄本を送付することによって行う(行政不服審査法 51 条 2 項本文)。

b) 送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書・決定書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる(行政不服審査法 51 条 2 項但書, 61, 66 条)。なお、公示の方法による送達は、審査庁が裁決書・決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して 2 週間を経過した時に裁決書・決定書の謄本の送付があったものとみなされる(行政不服審査法 51 条 3 項, 61, 66 条)。

c) 審査庁は、裁決書・決定書の謄本を参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に送付しなければならない(行政不服審査法 51 条 4 項)。

【B】

6 裁決・決定の効力

(1) 裁決や決定は、行政庁の一方的な意思表示での争訟裁断行為であり、行政行為である以上、公定力・不可争力・不可変更力・形成力が認められる。

(2) 形成力

① 形成力とは、裁決・決定内容に従い、遡及的に法律関係の変動を生じさせる効力をいう。

よって、不服申立てを認容する裁決・決定が確定した場合、その処分は、行政庁による取消しを待たず当然に効力を失い、当初からその処分がなされなかったのと同じ状態になる。

② 処分は、行政庁による取消しを待たず当然に効力を失うので、認容裁決・決定により処分庁に取消義務が生じるわけではない。

(3) 拘束力

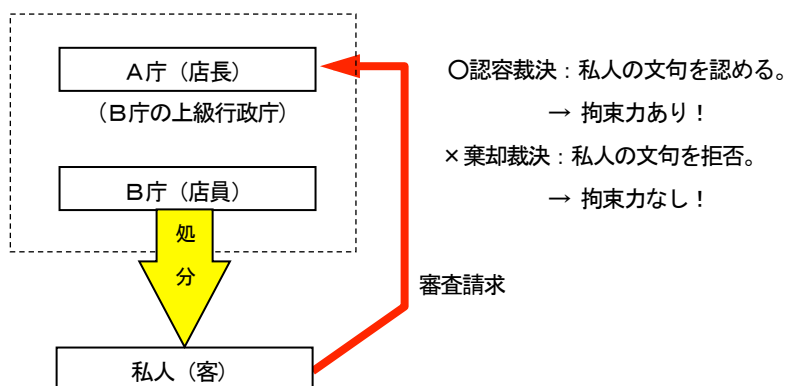
- ① 拘束力とは、当事者である行政庁その他の関係行政庁を拘束する力という（行政不服審査法 52 条 1 項、66 条）。裁決の趣旨に従った行動を関係行政庁（特に処分庁）にとらせる効力である。
- ② 認容裁決により、申請に基づいてした処分が手続の違法又は不当を理由として裁決で取り消された場合…
 - a) 処分庁は、同一の事情の下では同一の理由で同一内容の処分を繰り返すことがなくなる（消極的側面）。

ex. 営業許可申請に対する不許可処分が裁決により取消された場合、同じ理由で再度不許可処分をすることはできなくなる。
 - b) 処分庁は、裁決の趣旨に従って改めて申請に対する処分をしなければならない（積極的側面：行政不服審査法 52 条 2 項、66 条）。
- ③ 裁決の拘束力は不服申立人の救済の実効性を担保するために認められる効力であるので、**認容裁決のみ生じ、棄却裁決には生じない**と解されている。



拘束力が認容裁決のみに生じ、棄却裁決に生じないとはどういうことでしょうか？以下のような飲食店の事例に置き換えてイメージしてください。

あるとき店員Bがお客さんに対して、ラーメンのどんぶりの端に親指を突っ込んで給仕しました。客が怒って、「店長を出せ！」とクレームを入れました（審査請求）。これに対して、店長Aが「すみません」と謝った場合（認容裁決）、店員Bも頭を下げざるを得ませんね。これが拘束力です。これに対して、店長Aが「この給仕で問題ないです！」と言ったとしましょう（棄却裁決）。これは店員Bからすれば、店長Aが自分の肩を持ってくれたことになりますね。この場合に、店員Bが「やっぱりあの給仕はマズイよなあ」と独自に考えて、裏でこっそり客に謝ることは問題でしょうか？全く問題ありません。この拘束力はお客さん（審査請求人）の救済の実効性を担保するために認められる効力であるからです。このことが「棄却裁決に拘束力がない」ということなのです。



1 意義

2 趣旨

3 教示制度は、行政不服審査法に基づくものであるが、他の法令に基づく不服申立てについても適用される（行政不服審査法 82 条 1 項）。これは、不服申立てという制度が一般的にあまり認知されていないため、国民が広く不服申立てを利用できるようにすることを目的としている。

あなたの固定資産税を下記のとおり更正(決定)したので通知します。変更された期別の税額については、同封しました納付書により納付してください(口座振替の方は、変更後の額が口座より引き落とされます。)

また、還付される税額がある場合は、還付される日などについて後日通知があります。なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴へは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（ただし、その期間内であつても、処分の日から1年を経過すると提起することができなくなります。）。なお、①異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴へを提起することができます。

〇〇年度 固定資産税税額変更通知書

あなたの固定資産税を下の欄の更新(変更)したのをご通知します。変更された期別の税額については、同封した納付書により納付してください(自動車納付の方は、変更後の額が印票より引き落とされます。)

また、納付される期別がある場合は、納付される日分について通知いたします。なお、この税分については半期がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市役所に対して異議申立てをすることがあります。

税分の再評価のうえは、この税分についてのも異議申立てに対する決定を結ばずに、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇市を相手(市役所が相手)と民事訴訟を提起することがあります。として提起することがあります(ただし、その期間内であっても、税分の日から1年を経過するの期分は申立てができなくなります。)

また、(1)異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないこと、(2)税分、税額の執行又は手続の滞りによる損害(損害)賠償を受けるため催告の必要があること、(3)その催告を怠ったこと(3)等不正な執行又は手続による損害(損害)賠償を受けること、(4)異議申立ての決定を結ぶことなく、この税分についての再評価の訴えを提起することがあります。

市役所 〇〇市長 氏 名 印

※ この通知書は、黒色の電子印画を印刷しています。

納税管理人員のある場合の納税義務者
 下に記載のある方は自動車納税です。
 自動車納税者
 車主(氏名) _____ 通知書番号 _____
 持ち主(氏名) _____
 納付区分 _____
 自動車番号 _____ 納税番号 _____
 車検証番号 _____ 変更の事由 _____

区 分	変更前の額	変更後の額	増引増減額	期 別	変更前の額	変更後の額	増引増減額	納付済額	納 期 限
所 有 地				第 1 期					
所 有 地				第 2 期					
所 有 地				第 3 期					
所 有 地				第 4 期					
所 有 地				第 5 期					
所 有 地				第 6 期					
所 有 地				第 7 期					
所 有 地				第 8 期					
所 有 地				第 9 期					
所 有 地				第 10 期					
所 有 地				第 11 期					
所 有 地				第 12 期					
所 有 地				第 13 期					
所 有 地				第 14 期					
所 有 地				第 15 期					
所 有 地				第 16 期					
所 有 地				第 17 期					
所 有 地				第 18 期					
所 有 地				第 19 期					
所 有 地				第 20 期					
所 有 地				第 21 期					
所 有 地				第 22 期					
所 有 地				第 23 期					
所 有 地				第 24 期					
所 有 地				第 25 期					
所 有 地				第 26 期					
所 有 地				第 27 期					
所 有 地				第 28 期					
所 有 地				第 29 期					
所 有 地				第 30 期					
所 有 地				第 31 期					
所 有 地				第 32 期					
所 有 地				第 33 期					
所 有 地				第 34 期					
所 有 地				第 35 期					
所 有 地				第 36 期					
所 有 地				第 37 期					
所 有 地				第 38 期					
所 有 地				第 39 期					
所 有 地				第 40 期					
所 有 地				第 41 期					
所 有 地				第 42 期					
所 有 地				第 43 期					
所 有 地				第 44 期					
所 有 地				第 45 期					
所 有 地				第 46 期					
所 有 地				第 47 期					
所 有 地				第 48 期					
所 有 地				第 49 期					
所 有 地									

4 教示義務（教示義務が発生する場合）

行政不服審査法 第82条（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

- 1 項： 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、**処分の相手方に対し**、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を**書面で教示しなければならない**。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。
- 2 項： 行政庁は、**利害関係人から**、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、**当該事項を教示しなければならない**。
- 3 項： 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行わなければならない。

教示義務が発生する場合

- (1) 不服申立てをすることができる処分を書面とする場合（82条1項）
- (2) 処分の利害関係人（処分の相手方を含む）から教示を求められた場合（82条2項）
- (3) 裁決に対して再審査請求が可能である場合（50条3項）

(1) **処分の相手方**に対し、不服申立てをすることができる処分を**書面**でする場合（必要的教示）。

- ① 処分の相手方に対して、書面にて教示を行う。
- ② (1)の場合は、利害関係人に対しては、必要的教示義務はない。
（利害関係人については、請求があったときのみ：下記(2)）
- ③ 特定の個人または団体を名あて人とするものでない処分については、教示義務はない（行政不服審査法57条1項の適用がない：最判昭61.6.19）。
- ④ 行政庁が処分を口頭とする場合には、教示義務はない（行政不服審査法82条1項但書）。
- ⑤ 教示内容
 - a) 不服申立てができる旨（必要的教示の場合）
 - b) 不服申立てをすべき行政庁
 - c) 不服申立てをすることができる期間

(2) 相手方や**利害関係人**が**教示を求めた場合**（請求による教示：行政不服審査法 82 条 2 項）。

- ① 行政庁は、当該処分が不服申立てができない処分であるときにも教示をする義務を負う。
- ② 利害関係人とは、建築基準法に基づく建築確認における近隣居住者のような、二重効果処分の場合の関係者をさす。これは処分の利害関係人にも、広く不服申立てを利用できるようにすることを目的としている。
- ③ 書面による教示を求められたときは、行政庁は書面で教示しなければならない（3 項）。
- ④ 教示内容
 - a) 不服申立てをすることができる処分であるかどうか
 - b) 不服申立てをすることができる処分である場合、不服申立てをすべき行政庁
 - c) 不服申立てをすることができる処分である場合、不服申立てをすることができる期間



なお、上記教示の規定（行政不服審査法 82 条 1 項～3 項）は、地方公共団体その他の公共団体に対する処分で、当該公共団体がその固有の資格（公共団体としての地位）において処分の相手方となるものについては適用されません（行政不服審査法 7 条 2 項）。ここにいう公共団体とは、法令の規定により、国によってその存立の目的を与えられた、国の下にある団体をいいます。具体的には、地方公共団体、公共組合（土地区画整理事業組合など）、営造物法人（事業団など）を指します。

(3) **裁決に対して再審査請求が可能である場合**（行政不服審査法 50 条 3 項）。

<教示内容>

- ① 再審査請求をすることができる旨
- ② 再審査請求をすべき行政庁
- ③ 再審査請求をすることができる期間

5 教示に対する救済措置

(1) 教示の懈怠（教示をしなかった場合）

第 83 条（教示をしなかった場合の不服申立て）

- 1 項： 行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。
- 2 項： 第 19 条（第 5 項第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。
- 3 項： 第 1 項の規定により不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。
- 4 項： 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。
- 5 項： 第 3 項の場合を除くほか、第 1 項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

- ① **行政庁が教示をしなかった場合**、この処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる（行政不服審査法 83 条 1 項）。

- a) 行政庁が教示をしなかった場合、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない（同条 3 項）。

不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなされる（同条 4 項）。

- b) 不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす（3 項以外の場合／同条 5 項）

- c) 教示しなかったことによって、当該処分が違法・無効になったりするわけではない（東京高判昭 55. 12. 24）。

- ② **再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合**

当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない（行政不服審査法 22 条 4 項）。

また、この場合に、審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなされる（同条5項）。

③ **再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合**

この場合に、審査請求がされた場合であって、審査請求人から申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない（行政不服審査法55条1項）。

上記場合、審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない（同条2項）。審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなされる（同条3項）。

(2) 誤った教示をした場合

① **審査請求をすべき行政庁を間違えて教示した場合**

審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない（行政不服審査法22条1項）。

前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない（同条2項）。

② **法定の不服申立て期間より長い期間を教示した場合**

旧法下においては、その教示された期間内に不服申立てが行われたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなされる規定があったが（旧行政不服審査法19条・48条）、新法ではその規定がなくなった。誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合については、審査請求期間の例外を18条の「正当な理由があるとき」とすれば、その適用により救済可能だからである（すなわち、運用については同じ取扱いということになる）。

③ **審査請求ができないのにできると教示した場合**

a) これで不服申立てが可能になるわけではなく（フォローがない）、当該不服申立ては却下される。

b) もっとも、その処分に対する行政事件訴訟を提起できる期間が延長され、却下の裁決・決定があったことを知った日の翌日、または裁決・決定の日の翌日が起算点となる（行政事件訴訟法 14 条 3 項）

なぜなら、誤った教示に従って不服申立を行ったために、取消訴訟の出訴期間を過ぎてしまい、その結果取消訴訟が提起できなくなるのでは、正義に反するからである。

④（審査請求はできる場合）**再調査の請求ができないのにできると教示した場合**

処分庁に再調査の請求がされたときに、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない（行政不服審査法 22 条 3 項）。

【D】第9節 行政審判

- 1 行政不服審査法と異なる手続を個別法で設定している場合もあり、中でも行政審判とよばれる手続は、行政不服審査法よりも手厚い手続を定めている。これは、行政機関が裁判類似の手続で行政上の決定を行う手続である。

行政審判は、法令上の言葉ではなく、講学上の用語であって、通常の行政機関の系統から独立した行政委員会又はそれに準ずる行政機関が、裁判類似の手続である準司法手続によって一定の決定を行う場合のその決定そのもの、あるいはその決定にかかる手続を含めた制度全体を指すとするのが一般的である。

<具体例>

- (1) 公正取引委員会の審判・審決
- (2) 特許庁の審判・審決
- (3) 収用委員会の審理・裁決
- (4) 海難審判所における審判・裁決
- (5) 電波監理審議会における意見聴取手続
- (6) 公安審査委員会における審査手続



行政審判の中でも、不当労働行為に係る救済命令のための労働委員会における審問・命令の手続や、特許無効審判が請求された場合に行われる特許庁における審判・審決の手続のように私人間紛争の裁定的性格を有するものもあります。

2 行政審判の特色

- (1) 行政上の決定を行う判断者（審判官）の職権行使の独立性保障や身分保障がなされている。
ex. 独占禁止法 28 条・31 条
- (2) 判断を行う審判官が私人と行政側との間に立って公開口頭審理のもとで審判の基礎となる事実を認定。
- (3) 審判官と審理官が組織上独立していること（職能分離）。

3 実質的証拠法則

(1) 意義

行政審判の審決に不服がある場合、審級を省略して東京高裁を第1審とし、原処分に対してではなく審決に対する取消訴訟を提起することとされ（裁決主義）、被告は行政主体でなく行政庁とする立法がある。さらに、審判での認定事実に実質的な証拠があれば、その事実認定は裁判所も拘束する（実質的証拠法則）。すなわち、裁判所で行政審判の結果が争われるに当たり、裁判所による事実認定が、審決等での事実認定に拘束される場合があるのである。

(2) 具体例

公正取引委員会による審決は行政庁と名あてて人との対審構造での審判手続を経て行われる。そのため、裁判において、「公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する」とされている（独占禁止法 80 条 1 項）。